

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和4年3月31日まで) |
| 有効期間   | 二種(令和4年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第292号  
警察庁丁少発第320号  
令和2年5月1日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁生活安全局少年課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛、学校休業等を踏まえた配偶者からの暴力事案等及び児童虐待事案への対応について（通達）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛、学校休業等により、生活の不安やストレスの増加による配偶者からの暴力事案等及び児童虐待事案の増加や深刻化が懸念される  
ところ、これら事案に対しては、下記の点に留意の上、適切に対処されたい。

#### 記

#### 1 端緒情報の把握と的確な対応の徹底

外出自粛、学校休業等による生活の不安やストレスの増加により、配偶者からの暴力等及び児童虐待の増加や深刻化が懸念される一方、常に配偶者が一緒に家において電話等による相談ができない、子どもの見守り機会が減少しているとの指摘もあるなど、これら事案の潜在化やこれによる被害の長期化も懸念される  
ところである。

そこで、こうした情勢を踏まえ、あらゆる警察活動を通じ、端緒情報の把握に努めること。また、配偶者からの暴力事案等や児童虐待事案を取り扱う際には、一方事案の背後にもう一方の事案が潜在化していることがあり得ることを念頭に、より一層きめ細かに被害者からの聴取を行うなどの的確な対応に努めること。

#### 2 関係機関と連携した情報の把握

- (1) 配偶者からの暴力事案等及び児童虐待事案については、潜在化等の懸念について、関係機関と認識を共有し、警察において対処すべき事案に係る情報が確実に共有されるよう、関係機関との連携を図ること。
- (2) 配偶者からの暴力事案等については、内閣府において、相談専用ダイヤルを増加し、平日夜間、休日等における電話相談も受け付けることとするほか、SNSや電子メールを活用して相談を受け付けるようにするなど、相談体制の拡充が図られているところ、こうした新たな相談窓口寄せられた相談に係る事案については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を介して警察に連絡されることもあり得ることから、警察で対処すべき事案に係る情報が確実に共有されるよう、関係機関との連携を図るとともに、関係職員への周知を徹底すること。
- (3) 児童虐待事案については、今般、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども

も等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」が政府を挙げて実施されているところであり、要対協に参画している警察においては、自治体等から協力を求められた際には、積極的に対応すること。